

創業支援等利子補給補助金

対象となる方

補助金の交付を受けることができる方は、次の要件をすべて満たす方です。

- 1 現に事業を営んでいる市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は新たに創業しようとする市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- 2 日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金に係る融資を受けた方については、市内に住所を有する個人及び市内に本店を有する法人のうち創業後1年以内の方
- 3 市税を完納している方
- 4 融資を受けた方で、約定どおりに返済し、かつ、利子（延滞利子を除く。）を支払っている方

申請期間

申請
締切

令和6年1月31日(水) 締切

※申請受付及び利子補給補助金の交付は年1回実施します

補給方法

上記融資に対する12ヶ月分（1/1～12/31）の支払利子を対象とし、補給については、交付決定後に申請者からの請求を受けて支給します。

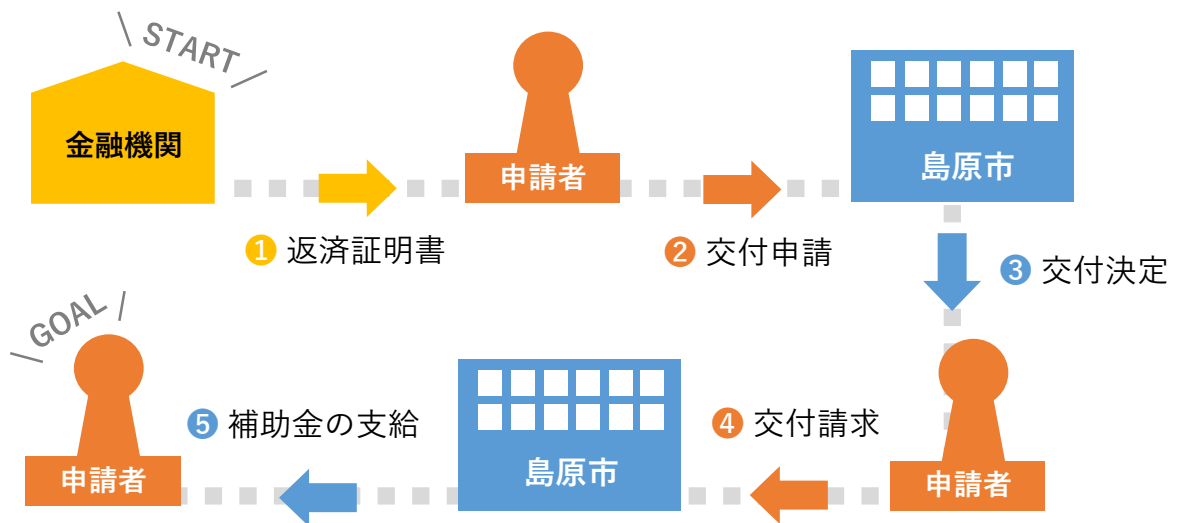
補給率 支払利子の50%

対象となる融資

1. 創業バックアップ資金（県制度）
2. 地域産業支援資金（県制度）
3. 地方創生推進資金（県制度）
4. 日本政策金融公庫の創業関係融資

申請手続

※融資を受けた日から3年間分の利子が対象です。
※補助金は自動的に交付されませんので、**毎年必ず交付申請**を行って下さい。



- ① 金融機関から返済証明書を発行してもらう（返済証明書には手数料がかかります）
- ② 必要書類を作成し、島原市 商工振興課 商工振興班 へ交付申請書等を提出
- ③ 内容を審査し、交付の可否を決定
- ④ 島原市 商工振興課 商工振興班 へ請求書を提出
- ⑤ 市から補助金が支給

申請書

申請書設置場所

島原市役所 商工振興課（本庁舎2F）

島原市役所のホームページ
からもダウンロードできます

<https://www.city.shimabara.lg.jp/page3895.html>

お問い合わせ・提出先

〒855-8555
島原市上の町537番地

島原市商工観光部
商工振興課 商工振興班

TEL 0957-62-8111
FAX 0957-62-8100